

昭和二十七年四月四日付

農林省農政局長（当時の主管局長）と厚生省薬務局長間の覚書

「農薬取締法ならびに毒物および劇物取締施行上の取扱について」

1. 農薬として販売するためには、農薬取締法の規定により農林大臣の登録を受けなければならないのであるが、新しい化学構造の成分を持つ農薬であつて、毒物および劇物取締法別表第一または第二に掲げる毒物または劇物と同等以上の毒性を有すると思われるものを輸入または製造するものが農薬の登録申請をした場合には、農林省農政局においては毒物または劇物としての指定、あるいは毒物および劇物取締法第一六条による指定をする必要の有無を検討するため、見本および資料を厚生省薬務局長宛提出する上り指導する。（または農政局長より見本および資料を添えて薬務局長宛通報する）

農 林 省

2. 厚生省薬務局においては、前記の見本および資料について国立衛生試験所その他の関係機関と協議連絡の上その毒性を検討し、毒物および劇物取締法の適用について指図するとともに、少なくとも二カ月以内にその結果について農政局に通報する。

3. 農政局は右通報を俟つて農薬の登録を行う。